**古河市スポーツ協会表彰規程**

（目的）

**第１条**　この規程は、古河市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）会則第４条第７号の事業を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の種別）

**第２条**　表彰は、この規程に定めるところにより、本市スポーツ振興に顕著な功績のあった次の各号に該当する個人または団体を表彰し、または表彰について推薦を行う。

(1)　優秀選手表彰

(2)　優秀指導者表彰

(3)　スポーツ推進功労者表彰

(4)　体育功労者表彰

(5)　前各号に該当しないが、社会体育の振興並びにスポ協の発展に関し特に表彰に価すると認められたもの。

（表彰の基準）

**—２—**

**第３条**　前条の表彰は、別表に定める基準に該当する者とする。

２　優秀選手表彰は、当該年度の実績とする。ただし、優秀指導者表彰、スポーツ推進功労者表彰及び体育功労者表彰については、過去において表彰されたものは除くものとする。

（候補者の推薦）

**第４条**　スポ協加盟団体の長及びスポーツ少年団の長、古河市内の小学校・中学校・高等学校校長は、この規程に該当するときは、所定の推薦書を会長に提出するものとする。ただし、常任理事、理事は特に必要があるときは、前項に定める推薦ができるものとする。

（受賞者の決定）

**第５条**　表彰の決定は、常任理事会の審議を経て、会長が決定する。

（表彰）

**第６条**　表彰は、毎年市民運動会会場において行う。ただし、会長が特別な事情があると認めるときは、スポ協の主催する行事、その他の席上で行うことができる。

（補則）

**第７条**　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

**-２-**

**—２—**

**—３—**

　　　　**付　則**

この規程は、平成25年７月 0１日から施行する。

この規程は、平成30年５月24日から施行する。

　この規程は、令和 ２年５月25日から施行する。

　この規程は、令和 ３年４月 １日から施行する。

**—３—**

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 表彰者の種別 | 対象者 | 表彰の基準 |
| 優秀選手 | 古河市スポーツ協会の加盟団体会員及び古河市スポーツ少年団団員・古河市内在住、在学者。当該大会の選手登録者であること。 | 公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体含む）及び文部科学省所管団体が主催、又は主管する大会において、県大会優勝、関東大会３位以上の成績を収めた者。上記団体の所管下において日本代表選手として国際スポーツ大会に出場した者。ただし、古河市スポーツ功労者表彰基準に基づき、表彰される者（全国大会出場者）は対象外とする。 |
| 優秀指導者 | 古河市内在住、在勤者。古河市スポーツ協会の加盟団体及び古河市スポーツ少年団の指導者。 | 本市にあって、指導者として選手の育成にあたり、その指導により優秀な選手に育成し、かつ、指導実績が顕著な功績を有する者。１０年以上にわたり、指導者として地域スポーツの発展強化に顕著な功績を有する者。ただし、古河市小中学校体育連盟にあっては、古河市での指導期間を通算１０年以上とする。 |
| スポーツ推進功労者 | 古河市内在住、在勤者。古河市スポーツ協会役員（加盟団体・スポーツ少年団含む） | 本市にあって、10年以上にわたりスポーツの推進に尽力し功労があった者。古河市スポーツ協会役員として、10年以上にわたり尽力し、功労があった者。 |
| 体育功労者 | 古河市内在住、在勤者。古河市スポーツ協会役員（加盟団体・スポーツ少年団含む） | 本市にあって、20年以上にわたりスポーツの振興に尽力し、功労があった者。古河市スポーツ協会役員として、20年以上にわたり尽力し、功労があった者。本市スポーツの発展向上に寄与した功労が特に顕著である者。 |

※　上記以外であっても、会長が必要と認める場合は、常任理事会の同意を経て、特別に表彰対象とすることができる。

**-２-**